

令和元年度各務原市職員採用試験要綱

消防職（大学卒程度・高校卒程度）

消防職（救急救命士）（大学卒程度・短大卒程度）

この試験は、令和2年4月の採用候補者を決定するために行うものです。

各務原市では、しあわせを実感できるまちづくりを目指しています。
 「市民の安心・安全を守りたい」という熱い気持ちを持った仲間を待っています。

1 試験区分・採用予定人員・受験資格

以下の区分のうちから1つのみを選ぶこと。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格（下記の要件を全て満たすこと）
消防職	大学卒程度	3人程度	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
	高校卒程度		平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方
消防職 （救急救命士）	大学卒程度	若干人	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、救急救命士の資格を有する方又は令和2年3月末までに資格取得見込みの方
	短大卒程度		平成10年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、救急救命士の資格を有する方又は令和2年3月末までに資格取得見込みの方

※各区分共通の受験資格

- ・心身ともに健康で、消防の職務遂行上支障ないと認められる方
- ・採用後5年以内に、準中型（5t限定及びAT限定は、解除が必要）以上の自動車運転免許を自費取得できる方

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ウ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・最終合格後、採用時まで受験資格を満たすことを明らかにする書類（卒業証明書、資格免許証の写し等）の提出が必要です。書類の提出ができない場合は、採用しません。

2 受付期間

申込書提出先	各務原市役所 市長公室 人事課 (本庁舎3階北側) 〒504-8555 各務原市那珂咲町1丁目69番地
申込方法	<p>所定の申込書及び受験票にボールペン(消えるペンは不可)で必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。また、申込書及び受験票には、同一の写真を貼付してください。</p> <p>1 窓口に持参し、申し込む場合 各務原市役所市長公室人事課に直接提出してください。</p> <p>2 郵送で申し込む場合 封筒の表に「受験申込」と朱書き、簡易書留又は書留にて送付ください。 ※郵送で申し込む場合は、受験票返送のため、82円分の切手を貼付し、返信先を明記した定形封筒(長形3号)を必ず同封すること</p>
受付期間	<p>1 窓口受付の場合 8月13日(火)～8月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日及び日曜日は閉庁日のため受付できませんのでご注意ください。)</p> <p>2 郵送受付の場合 8月13日(火)～8月29日(木) 必着 (8月30日以降に到着したものは受付しませんのでご注意ください。)</p>
備考	<p>※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。</p> <p>※受験に際しての提出書類は返却しません。</p>

3 試験の日時・場所 (全試験区分共通)

試験	試験科目	日時(予定)	試験会場
第1次	教養 適性検査 作文 身体検査 体力測定	9月22日(日)	各務原市産業文化センター及び消防本部 (変更になる場合があります。)
第2次	グループディスカッション 面接	10月下旬	各務原市産業文化センター

■第1次試験の際、体力測定のための運動着、運動靴(外履き用)を持参すること。

■第1次試験合格者は、第2次試験の際、健康診断書を持参すること。

(健康診断に要する費用は本人負担となります。詳細は、第1次試験の合格者に連絡します。)

4 試験の方法・内容 (全試験区分共通)

試験	試験科目	時間	内容
第1次	教養	2時間	公務員として必要な一般的知能及び知識について、試験区分に応じ大学卒・短大卒・高校卒程度の択一式試験
	適性検査	1時間	公務員としての適性を判断する検査
	作文	1時間	作文による人物・性格などの総合判断 (テーマは当日発表)
	身体検査	消防士として必要な身体を有するかどうかを以下の基準により検査	
	体力測定	職務遂行上必要な体力健康度の測定	
第2次	グループディスカッション	グループディスカッションによる人物・性格等の総合判断	
	面接	面接による人物・性格などの総合判断	

※試験中の携帯電話、スマートフォン等通信機器の使用は禁止します (試験中は電源を切ってください。)。また、時計は計時のための使用に限り認めます。

※試験会場の敷地内は禁煙です。喫煙はご遠慮ください。

■消防職の主な身体検査の基準

検査項目	検査基準
視力	両眼とも矯正視力が1.0以上
聴力	左右正常であること
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること

5 第一次試験出題・実施内容

試験科目	出題分野
教養	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能

6 合格発表

試験	発表時期 (予定)	発表場所
第1次	10月上旬	市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。合格者のみ郵送で通知します。
第2次	11月中旬	

7 採用の方法

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。

8 待遇

- ① 初任給（平成31年4月1日現在）は、大学卒程度で186,121円、短大卒程度で166,139円、高校卒程度で153,058円（それぞれ地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給要件に応じて支給されます。

9 その他

台風・地震など非常時のお知らせ、急な変更、試験当日の注意事項等がある場合には、各務原市採用ホームページでお知らせしますので、確認してください。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/bosyuu/index.html>

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が行われます。これらは全て市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階北側）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450 《直通》

（058）383-1111 《代表》 内線 2236、2238

☆ 各務原市役所ウェブサイト (<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>) から申し込み書などを取り出すことができます。